

令和7年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

子ども若者部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令※1	適用類型※2
子ども家庭支援課	滋賀県子ども家庭相談システム再構築・運用保守業務委託	子ども家庭相談システム再構築・運用保守業務	令和7年8月1日～令和13年3月31日	株式会社ナナイロ	28,196,400	子ども家庭相談システムの再構築および運用保守に関する業務は、専門的な技術が要求される業務であり、競争入札には適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 *債務負担行為を含む契約	2	4